



1 **特集 1** —中小企業組合の組織・機能を活かした事業展開—

平成 21 年版 中小企業組合白書

13 **特集 2** 指定管理者制度の活用

全国先進組合事例

20 **特別寄稿** 安心・安全を守る

運輸業の安心・安全について

(株式会社セイコー運輸 代表取締役 鳥部 敏雄 氏)

25 **TRY!**温暖化防止と環境のために

エコ建築設計でストップ温暖化！

(株式会社 アシスト設計 代表取締役 今村裕 氏)

27 **Never Give Up!** 元気を出そう！がんばれ中小企業

楽しんで取り組むものづくりは まわりもワクワクさせる

(有限会社バンショップ・ミカミ 代表取締役 見上喜美雄 氏)

30 **中央会の動き** (組合自治監査講習会・組合士協会研修会・事務局代表者講習会)

33 **インフォメーション** (新卒者就職応援プロジェクト など)

35 **業界情報** (平成 22 年 1 月情報連絡員報告)

37 **倒産概況** (平成 22 年 1 月鹿児島県内企業倒産概況)

39 **中央会関連主要行事予定**

平成 21 年版 中小企業組合白書

金融危機を発端とする世界同時不況の影響により、中小企業の経営はきわめて困難な状況にあります。個々で対応が困難な課題に対しては、中小企業組合をはじめとする多様な連携組織を活用し、共同で解決にあたることの重要性を再確認することが必要です。

本号では、全国中小企業団体中央会のパンフレット「平成 21 年版 中小企業組合白書」より、最近の中小企業組合等連携組織の動向についてご紹介します。

1 中小企業組合の概況

図表－1 中小企業組合数の推移

根拠法律 組合種類	中小企業等協同組合法						中小企業団体の組織に関する法律			商店街振興組合法		生活衛生同業組合	生活衛生同業組合連合会	生活衛生同業小組合	合計
	事業協同組合	事業協同小組合	火災共済協同組合	信用協同組合	協同組合連合会	企業組合	協業組合	商工組合	商工組合連合会	商店街振興組合	商店街振興組合連合会				
40年12月	27,283	27	37	531	427	5,075		1,149	47	660	3	405	12		35,656
50年3月	41,230	38	39	495	636	4,961	1,017	1,658	70	1,460	56	568	16		52,244
60年3月	40,276	17	43	464	774	2,803	1,546	1,842	71	2,087	84	587	16	5	50,615
元年3月	38,356	24	44	418	798	2,461	1,459	1,800	74	2,254	88	591	16	5	48,388
10年3月	39,525	21	44	351	822	2,092	1,357	1,657	68	2,630	119	589	16	5	49,296
11年3月	39,593	19	44	322	818	2,074	1,337	1,626	65	2,633	119	589	16	5	49,260
12年3月	39,312	16	44	291	807	1,978	1,342	1,601	66	2,630	119	589	16	4	48,815
13年3月	39,448	16	44	280	812	2,006	1,319	1,568	61	2,631	119	587	16	4	48,911
14年3月	39,419	15	44	247	812	2,064	1,283	1,543	61	2,627	120	587	16	4	48,842
15年3月	38,942	14	44	191	803	2,109	1,247	1,511	60	2,628	118	586	16	3	48,272
16年3月	38,734	13	44	181	794	2,234	1,231	1,497	58	2,623	119	586	16	3	48,133
17年3月	38,520	13	44	175	790	2,368	1,209	1,475	56	2,617	119	582	16	3	47,987
18年3月	38,080	13	44	172	783	2,469	1,191	1,445	54	2,613	119	580	16	3	47,582
19年3月	37,758	13	44	168	778	2,512	1,154	1,407	54	2,601	119	580	16	3	47,207
20年3月	37,543	13	42	164	770	2,510	1,132	1,395	54	2,592	118	580	16	3	46,932
21年3月	36,921	12	42	163	761	2,475	1,113	1,375	54	2,580	117	580	16	3	46,212

※資料出所：(中小企業庁、厚生労働省調べ(21年3月のみ全国中央会調べ(速報値)))

(1) 全体の動向

中小企業は、様々な組合に組織されているが、ここでは事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商

工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会を「中小企業組合」として、その動向を見よう。

中小企業組合の平成 21 年 3 月末現在の数は、46,212 組合(全国中央会調べ)である。

このうち、事業協同組合が 36,921 組合で最も多く、次いで、商店街振興組合 2,580 組合、企業組合 2,475 組合、商工組合 1,375 組合、協業組合 1,113 組合となっている。組合数は減少あるいは横ばいで推移している。

(2) 組合種類別にみた動向

①事業協同組合

事業協同組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して経済事業を行うことによって、経営の近代化・合理化並びに経済的地位の改善向上を図ることを目的とする組合である。中小企業の組合制度の中でも代表的な存在で、広く中小企業者に利用されている。組合員の事業に関する共同事業であれば、さまざまな事業を実施できる。

組合数は先に述べたとおり、平成 20 年度末で 36,921 組合を数え、組合全体の約 80% を占めている。近年 800 組合台で推移していた設立数であるが、19 年度 604 組合、20 年度 514 組合と大幅な減少がみられる。また、近年の設立の傾向をみると、異業種の組合が増加する一方、小売業、サービス業の組合が減少傾向にある。

②事業協同小組合

事業協同小組合は、特に小企業者(従業員 5 人(商業・サービス業 2 人)以下の事業者)のための組合として昭和 32 年に創設された制度である。事業内容は事業協同組合と変わらないため利用は少なく、昭和 50 年代前半に 39 組合を数えたが、最近では昭和 59 年に 1 組合の設立があったのみである。現在は 12 組合となっている。

③火災共済協同組合

火災共済協同組合は、火災等により組合員の財産等に生じた損害を補填するための共

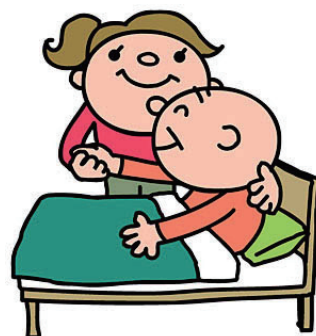
済事業を行うことを目的とする組合である。法律上の設立要件(1,000 人以上の加入、また地域組合の地区は一の都道府県の区域の全部でなければならない等)の問題等から、近年の新規設立はなく、21 年 3 月現在 42 組合である。

④信用協同組合

信用協同組合は、組合員である中小企業者、勤労者等に対し、預金の受け入れ及び資金の貸付等の金融事業を行うことを目的とする組合である。設立にあたって、火災共済協同組合のような地区の要件はなく、組合員は 300 人以上、出資金も 1,000 万円以上(一部地域 2,000 万円)であればよい。昭和 43 年には 544 組合を数えていたが、その後新規設立は減少するとともに合併が進んだ。また、バブル崩壊後の不況により破綻や合併が繰り返され、行政当局が新規の設立認可をしないこともあって、現在は 163 組合になっている。

⑤企業組合

企業組合は個人が組合に資本と労働力を投入し、組合自体が一つの企業体となって事業活動を行い、組合員は組合の事業に従事するという特色を持つ制度である。小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や個人が自らの働く場を確保するのに適していることから、昭和 20 年代後半から 30 年代前半にかけて 1 万組合を超えたこともあったが、事業不振や次世代への事業継承が円滑に行われずに休眠状態になる組合も多く、平成 11 年度には 2,000 組合を割るに至った。



しかし企業組合は、法人格をもつ組織として主婦や高齢者、定年後のサラリーマン等が事業を起こすのに適しており、また、平成11年の中小企業基本法の改正により創業促進が政策課題となった中で、創業のための組織としての機能が再評価されたことから、設立数も13年度81組合、14年度117組合、15年度167組合、16年度187組合と増加したが、17年度166組合、18年度123組合、19年度56組合、20年度49組合と4年連続減少している。

⑥協業組合

協業組合は、中小企業者が事業の全部又は一部を組合に統合することにより、事業規模を適正化して生産性の向上等を図ることを目的とする組合である。昭和42年の制度創設後、構造改善政策の中で、特定業種における企業集約化の担い手として位置づけられたこともあり、58年度には1,573組合に達した。しかし、60年以降の設立は年間10組合前後、あるいはそれを下回り、事業不振による解散や株式会社への組織変更をすることも多いため、現在は1,113組合に減少している。

⑦商工組合

商工組合は、制度創設当初は、調整事業による過度の競争の防止を目的としていたが、現在では業種全体の改善発達を図ることを主目的とするいわば同業組合的性格の組合となっており、出資組合と非出資組合がある。実施事業は、指導教育、調査研究、情報収集など当該業種に係る指導調査事業のほか、出資組合では事業協同組合と同様の共同経済事業を実施することができる。

設立には、原則として1以上の都道府県を地区とすること、その地区内の同業者の2分の1以上が組合員となるものでなければな

らないこと等の要件を満たす必要がある。近年の設立は少なく、平成2年以降の新設数は年間1~2組合程度である。業種全体の不振や役割を終えて解散する組合も増え、現在1,375組合となっている。

⑧商店街振興組合

商店街振興組合は、原則として市又は都の区の区域内において、商店街の小売業やサービス業によって設立される組合である。現在2,592組合と118連合会が設立されている。昭和37年に制度が創設されたが、翌38年には364組合が設立され、46年には1,000組合を超えるに至った。昭和50年代以降も、大型店進出への対応、商店街活性化への要請等から活発な設立がみられ、59年には2,000組合を越えた。しかし、大型店の郊外展開と中心市街地の空洞化の影響もあり、新規設立は平成4年度の97組合をピークに減少に転じ、20年度は2組合に止まっている。



⑨生活衛生同業組合

生活衛生同業組合は、飲食、理美容、旅館、公衆浴場、クリーニングなど国民生活に関係の深い業種(現在18業種が指定)の組合である。組合員の事業の衛生水準の向上や資格事業の改善を目的としている。資格事業者の3分の2以上が加入し、都道府県ごとに1つの組合が設立される。業種が限定されていることもあり、設立数には大きな変化はなく、現在580組合が設立されている。また16連合会と、生活衛生同業組合の地区の一部を地区として、主に共同事業を行う生活衛生同業小組合が3組合設立されている。

(3) 組合業種別にみた動向

①事業協同組合・事業協同小組合

事業協同組合の既存組合数を業種別にみると、「製造業」が8,080組合(21.9%)で最も多く、次いで「小売業」7,127組合(19.3%)、「建設業」4,679組合(12.7%)、「その他の業種(異業種、電気・ガス・水道業)」4,639組合(12.6%)、「サービス業」4,389組合(11.9%)、「運輸・倉庫業」2,816組合(7.6%)、「卸売業」2,278組合(6.2%)、「商店街」1,463組合(4.0%)の順となっている。

製造業の中では、食料品(1,410組合)、木材木製品(1,220組合)、窯業・土石製品(902組合)、その他の製造(749組合)、繊維工業(634組合)、衣服・その他の繊維製品(605組合)、一般機械器具(488組合)、金属製品(466組合)の組合が多い。

なお、事業協同小組合は、「運輸・倉庫業」7組合がほとんどである。また協同組合連合会は、製造業では、食料品(61連合会)、木材・木製品(60連合会)、窯業・土石製品(41連合会)が多い。一方、非製造業では、小売業(182連合会)、建設業(72連合会)、運輸・倉庫業(61連合会)、卸売業(57連合会)、その他の業種(57連合会)、サービス業(53連合会)の順になっている。

②企業組合

企業組合は、「小売業」が683組合(27.6%)で最も多く、次いで「サービス業」562組合(22.7%)、「製造業」517組合(20.9%)、「その他の業種」338組合(13.7%)、「建設業」141組合(5.7%)、「運輸・倉庫業」124組合(5.0%)の順となっている。

小売業の中では米穀小売業が多いが、これは戦時統制下の主要食糧の配給組織であった食糧営団(後に食糧配給公団)が戦後に廃止・民営化された時に、末端配給所の多くが

企業組合を組織したことによる。製造業では、食料品(150組合)、木材・木製品(63組合)、衣服・その他の繊維製品(46組合)、その他の製造(39組合)、繊維工業(37組合)、窯業・土石製品(33組合)が多い。

企業組合には、事業所集中型組合(事業者でない個人によって設立された組合、事業者であった組合員が従来営んでいた事業所を閉鎖して合同した形態をとる組合)であって、組合自体が事業活動の主体となっているもの。企業組合の本来的形態のほか、事業所分散型組合(組合員が個人事業者として従来営んでいた事業所を組合の事業所として存続させる方法をとるもので、事業活動の主体は各事業所であり、組合は主として売上代金の収納管理や仕入れ代金の支払い等の業務を行うもの)がある。「その他の業種」には、事業所分散型の組合が多い。

③協業組合

協業組合は、「サービス業」が442組合(39.7%)と最も多く、これに「製造業」374組合(33.6%)、「小売業」116組合(10.4%)、「運輸・倉庫業」61組合(5.5%)、「建設業」38組合(3.4%)が続いている。

サービス業の中では自動車整備業が多いが、これは自動車整備業の構造改善の中で車検部門を統合する組合が多く設立されたためである。製造業では、食料品(113組合)、窯業・土石製品(63組合)、「繊維工業(37組合)が多い。

④商工組合

商工組合は、「製造業」が754組合(54.9%)で最も多く、「小売業」296組合(21.5%)、「卸売業」101組合(7.9%)、「サービス業」109組合(7.3%)、「建設業」106組合(7.7%)が続いている。製造業の中では、繊維工業(164組合)、食料品(129組合)、窯業・土石製品(99

組合)、出版・印刷・同関連(68 組合)、金属製品製造業(60 組合)、衣服・その他の繊維製品(59 組合)、その他の製造(44 組合)が多い。

商工組合は、当初、調整事業を行う組合として設立されたものが多いため、組合員資格は小分類以下の業種で定められることが多い。また、組合の地区も1都道府県以上を基本としているため、設立されている業種は限られている。なお、商工組合連合会は、衣服・

その他の繊維製品、食料品、窯業・土石製品、卸売業、小売業の商工組合によって設立されているものが多い。

(火災共済協同組合、信用協同組合、商店街振興組合は基本的に業種に関わりなく組織される組合(その意味では異業種による組合)であり、業種別に分類する意味はないため、ここではふれていない。)

図表－2 組合種類別・業種別にみた組合数(平成21年3月末)

業種	年度	事業協同組合	事業協同小組合	協同組合連合会	企業組合	協業組合	商工組合	商工組合連合会
食料品製造業		1,410	0	61	150	113	129	6
繊維工業		634	0	16	37	37	164	5
衣服・その他の繊維製品製造業		605	0	11	46	15	59	10
木材・木製品製造業		1,220	0	60	63	23	7	1
家具・装備品製造業		305	0	3	22	20	18	0
パルプ・紙・紙加工品製造業		125	0	0	18	9	45	2
出版・印刷・同関連産業		216	0	6	21	17	68	3
化学工業		120	0	3	8	6	13	0
石油製品・石炭製品製造業		29	0	0	2	2	3	0
ゴム製品製造業		48	0	1	0	1	2	0
皮革・同製品製造業		102	1	7	11	13	13	1
窯業・土石製品製造業		902	0	41	33	63	99	4
鉄鋼業		159	0	4	10	7	16	1
非鉄金属製造業		64	0	0	1	2	5	1
金属製品製造業		466	0	12	11	15	60	2
一般機械器具製造業		488	0	5	26	6	3	1
電気機械器具製造業		168	0	2	8	4	2	0
輸送用機械器具製造業		210	0	2	8	7	1	0
精密機械器具製造業		60	0	1	3	2	3	0
その他の製造業		749	1	9	39	12	44	1
小計		8,080	2	244	517	374	754	38
農業		216	0	4	14	5	0	0
林業・狩猟業		267	0	8	41	5	0	0
漁業・水産養殖業		32	0	0	3	0	0	0
鉱業		517	0	13	18	22	8	0
建設業		4,679	1	72	141	38	106	0
卸売業		2,278	0	57	25	20	101	5
小売業		7,127	2	182	683	116	296	6
商店街		1,463	0	7	0	1	0	0
金融・保険・不動産業		418	0	3	9	0	0	0
運輸・倉庫業		2,816	7	61	124	61	1	0
サービス業		4,389	0	53	562	442	109	4
小計		24,202	10	460	1,620	710	621	15
その他		4,639	0	57	338	29	0	1
合計		36,921	12	761	2,475	1,113	1,375	54

※資料出所：都道府県中央会・全国中央会調べ(速報値)

(4) 組合設立の動向

中小企業組合は、昭和 50 年代には年間で 1,000 組合を超える新規設立があった。60 年代及び平成元年度以降は年間 800～900 組合台で推移(平成 4 年度は 1,003 組合)している。10 年度に 792 組合と 800 組合を割ったが、11 年度からは再び 800 組合台で推移していたものの、19 年度 579 組合、20 年度 514 組合と大幅に減少した(図表-3)。

新設組合を組合の種類別にみると、平成 13 年度まで、事業協同組合が 9 割近くを占めていた。近年は、企業組合の設立が多くなり、12 年度、13 年度には新設組合の 1 割近

くを占め、15 年度からは 2 割台となったが、18 年度は 14.9%、19 年度は 9.7%、20 年度は 9.5%と低下している。

20 年度の新設事業協同組合(連合会を含む)を業種別にみると、「異業種」が 95 組合で最も多く、「サービス業」91 組合、「建設業」89 組合、「製造業」75 組合が続いている。

新設組合の業種別の構成を昭和 55 年度と比較すると、「卸売業」「小売業」の割合が低下し、「異業種」の割合が増大している。サービス経済化など、産業構造の変化を反映したのものとなっている。(図表-4)。

図表-3 組合種類別新設組合数の推移

年度	元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10
事業協同組合	723	749	834	858	868	798	811	796	837	738
事業協同小組合										
火災共済協同組合										
信用協同組合										2
協同組合連合会	11	8	9	9	6	6	11	14	7	6
企業組合	50	24	13	23	19	28	32	19	22	24
協業組合	4	11	7	10	11	12	5	7	5	6
商工組合	6	1	3	2	5	2	1	2	1	2
商工組合連合会									1	
商店街振興組合	45	48	74	97	61	50	42	24	20	14
商店街振興組合連合会	13	7	2	4		2	1	1	1	
合計	852	848	942	1003	970	898	903	863	894	792

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
事業協同組合	757	757	742	687	626	658	621	697	516	459
事業協同小組合										
火災共済協同組合										
信用協同組合			2							
協同組合連合会	18	12	12	8	6	9	4	1		1
企業組合	42	82	81	117	167	187	166	123	56	49
協業組合	12	7	5	6	12	8	8	4	3	3
商工組合	1		1		1	2			2	
商工組合連合会										
商店街振興組合	13	4	7	9	3	4	7	2	2	2
商店街振興組合連合会	2		1	1	1					
合計	845	862	851	828	816	868	806	827	579	514

※資料出所：都道府県中央会・全国中央会調べ(平成 20 年度は速報値)

図表－4 組合種類別新設組合数の推移

業種		年度							
		55	14	15	16	17	18	19	20
製造業		252	113	117	116	131	154	122	75
		20.5	16.3	18.5	17.4	21.0	22.1	22.6	16.3
非製造業	建設業	263	125	117	119	130	129	79	89
	卸売業	414	31	20	27	10	20	12	23
	小売業		61	51	69	45	30	17	27
	サービス業	115	165	102	94	86	85	54	91
	運輸・倉庫業	52	36	35	32	31	16	50	20
	その他業種	76	27	66	63	46	64	50	40
	小計	920	445	391	404	348	344	262	290
		74.9	64.0	61.9	60.6	55.7	49.3	48.5	63.0
異業種		57	137		147	146	200	156	95
		4.6	19.7	19.6	22.0	23.4	28.7	28.9	20.7
合計		1,229	695	632	667	625	698	540	460
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※資料出所：全国中央会調べ（平成20年度は速報値）。平成15年度以降は、平成14年3月改訂の日本標準産業分類を採用

（5）解散組合の動向

組合の解散は、昭和59年度から63年度まで600組合を超えていたが、平成元年度から6年度にかけて500組合台に減少した。しかし、長期にわたる不況と構造変化の影響から、平成7年度以降再び増加に転じ、11年度以降は800組合台の解散が続き、14年度には1,138組合が解散するに至った。17年度は1,060組合で、再び1,000組合を上回る解散数となったが、18年度972組合、19年度880組合と2年連続減少した。20年度は再び増加し1,234組合であった。

20年度の解散組合を、組合種類別にみると、事業協同組合が1,081組合と全体の87.6%を占めている。以下、企業組合84組合、協業組合22組合、商工組合20組合、商店街振興組合14組合、協同組合連合会10組合となっている。

業種別では製造業の293組合（食料品、繊維工業、木材・木製品、製造業内異業種、窯業・土石製品など）が最も多く、小売業290組合、建設業183組合、異業種111組合、卸

売業78組合が続いている。



2 組合から会社への組織変更

平成 11 年の「中小企業団体の組織に関する法律」の改正により、事業協同組合、企業組合、協業組合については、株式会社又は有限会社への組織変更が可能になった。

法施行から 21 年 3 月末までの間に、会社に組織変更したのは 352 組合である。内訳は、事業協同組合からの組織変更 177、協業組合からの組織変更 129、企業組合からの組織変更 46 である。

図表－5 組合から会社への組織変更の状況

	株式会社	有限会社	合計
事業協同組合	141	36	177
協業組合	110	19	129
企業組合	32	14	46
合計	283	69	352

※資料出所：全国中央会調べ

3 LLP、LLCの動向

(1) LLPの動向

LLP(Limited Liability Partnership)は、平成 17 年 8 月 1 日、「有限責任事業組合契約に関する法律」によって制度化された新たな事業体である。①構成員全員が有限責任で、②損益や権限の分配が自由に決めることができるなど内部自治が徹底し、③構成員課税の適用を受けるという 3 つの特徴を兼ね備えている。

平成 17 年 12 月末で約 300 件、平成 18 年 12 月末で約 1,600 件、平成 19 年 12 月末で約 2,600 件、平成 20 年 12 月末現在で約 3,400 件が設立されている。組合員数別に見ると、最小単位である「2 名以下」が約 42%、「3 名～5 名」も約 40%と、併せて「2 名～5 名」の組合が約 82%を占めている。(平成 20 年 12 月末時点、経済産業省調査)

なお、中央会が設立指導を行った件数(平成 19 年度)は、22 件である。(全国中央会調査)

LLP は、地域資源を活用した連携やまちづ

くりにおいて、従来とは異なるアプローチ、新たな事業展開が促されると見込まれることから、全国中央会では、「有限責任事業組合の設立・運営マニュアル」を平成 19 年 3 月に作成した。同マニュアルでは、有限責任事業組合に対する中央会の支援の方向について明らかにし、その特徴と留意点、LLP の取り組み(技術開発型、新事業トライ型、販売強化型等のタイプ等)の事例について取りまとめを行っている。



(2) LLCの動向

LLC(Limited Liability Company)合同会社)は、平成18年5月1日から施行された会社法により新たに誕生した人的会社である。LLCは、①法人格を持ち、②有限責任、③内部自治原則が特徴である。

制度発足以来、順調に設立が増加しており、

平成20年までに約10,800社が設立されている。(法務省調べ)

大手企業の合併事業などでかなりの活用がある。

なお、中央会が直接設立指導した件数(平成19年度)は3件である。(全国中央会調査)

4 組合青年部の動向及び 全国レディース中央会の創設

(1) 組合青年部の動向

組合青年部は、中小企業組合を母体として、概ね45才以下の若手経営者や企業の後継者等により組織されている。その役割は、①業界及び組合の次代を担う後継者の育成、②若い世代の新鮮な感覚、発想、行動力による組合運営と共同事業の活性化、③新しい課題への挑戦など、組合活動を活発に展開していく原動力となり、また実質的な担い手となることである。

組合青年部のほとんどは、組合内の若手経営者や後継者の同志的連帯を基盤に、独自の会則や事業予算を設けている。青年部の活動は、教育研修活動、ボランティア活動、親睦・交流活動が多いが、イベントの実施など組合の共同事業の一部を担当するものも多い。また、青年部から組合の役員を登用するケースも増えている。

平成21年1月現在の「組合青年部及び青年中央会の活動状況調査」(全国中央会)によると、「青年部のある組合」が3,532組合で、全国の中小企業組合の1割近くが青年部を有している。また、その構成員は42,379人となっている。

組合青年部を会員とする青年中央会ないし青年部協議会等の組織も各県において設立されており、その全国組織として「全国中

小企業青年中央会」がある。平成21年6月5日現在、加入団体数は1,643団体、構成員は約3万9千人となっている。青年中央会では、講習会や研修会などの人材育成事業、青年部交流事業、青年部大会、機関紙の発行などの多彩な事業が実施されている。

(2) 全国レディース中央会の創設

これまで、レディース中央会(中央会女性部・女性中央会)は各府県単位に設立されていたが、全国レベルでの交流と連携を実現するとともに女性経営者等の研鑽を進め、レディース中央会の充実と活性化を図ることを目的として、平成19年11月13日に宮城県仙台市において全国レディース中央会の創立総会が開催され、組合女性部の全国組織が創設された。

現在、各都道府県中央会レベルで設立されているレディース中央会(中央会女性部・女性中央会)は次の20府県において設立されている。

〈レディース中央会設置中央会〉

青森県、宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県、島根県、宮崎県、鹿児島県

今年度の主な実施事業の1つとして、全国中央会及び滋賀県中央会の協力により、基調講演、活動報告、県産品展示・販売会及び交流パーティーからなる「平成21年度レディース中央会全国フォーラム in 滋賀」を10月20日に開催した。当日は約380名が参加し交流を深め、盛況の内に幕を閉じた。

今後は、女性部の未設置中央会や女性部未組織の組合等への積極的な働きかけや女性

起業家の支援等にも取り組むとともに、女性経営者による活動の輪を拡大していくこととしている。



5 中小企業組合士の動向

中小企業組合においては、組合員である理事はそれぞれの事業を営んでおり、組合事業に専念できない場合が多く、組合の事業の円滑な遂行には事務局の充実・強化が必要である。共同事業の企画、実行に携わる組合事務局の組織体制及び事業遂行能力の如何が、組合事業の成果を左右するといっても過言ではない。

全国中小企業団体中央会の「中小企業組合(事業協同組合・連合会)実態調査報告書」(平成19年3月)によると、独立した組合事務所を保有している組合は81.6%であり、保有形態は「自己所有」33.3%、「賃貸」48.3%となっている。また、専従役員がいる組合は76.4%あり、1組合当たりの平均役員数は4.83人である。内訳は、常勤役員0.46人、事務・管理職員1.97人、現場従業員1.94人、技術者・技能者0.45人である。

経営環境が大きく変化し、組合員のニーズに沿った共同事業を行うためには、事務局を核として組合員の英知を結集していくことが重要であり、今後の組合発展のためには組合事務局の一層の強化が重要である。

中小企業組合の事務局に従事する役員は、少ない人数で組合事業、経理、各種届出、庶務事項等の多種多様な業務を処理してい

かなければならないが、組合特有な事項も多く、専門的知識を習得する必要がある。中小企業組合士制度は、こうした中小企業組合に従事する役員員の資質向上を図ることを目的としている。職務の遂行に必要な知識に関する試験として「中小企業組合検定試験(中小企業等協同組合法第75条第1項第4号に定める全国中央会事業)」を行い、その合格者のうちから3年以上の実務経験を有するものに対し「中小企業組合士」の称号を与える制度である。

中小企業組合検定試験は、「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目について実施されるが、昭和49年度から平成20年度までの延べ受験者数は、16,262人、合格者は、6,507人に達している。また、中小企業組合士の認定を受けている者は、平成21年6月1日現在、3,422人となっている(組合士の認定を更新しなかったものを除く)。

現在中小企業組合士で構成される中小企業組合士協会が31の都道府県で設立されており、各協会では、講習会・研修会・見学会などを開催するとともに、各ブロック内での交流を図るなど、相互の研鑽に努めている。また「1組合1組合士」を目標として、後進の育成にも取り組んでいる。昭和57年には、

全国組織として「全国中小企業組合士協会連合会」が設立され、協会未設置県の設立促進や中小企業組合士の経験交流・情報の交換、

「組合士だより」の発行、さらには魅力ある組合士制度の確立に向け積極的な活動を展開している。

6 農商工連携の動向

中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業を支援するため、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)」が平成 20 年 7 月に施行された。

主務大臣により、中小企業者及び農林漁業者が共同で作成した農商工等連携の事業計画が認定されると、補助金、税制、金融面をはじめとした総合的な支援措置が受けられる。

事業計画には「農商工等連携事業計画」と「農商工等連携支援事業計画」の 2 種類ある

が、これまでに「農商工等連携事業計画」250 件、「農商工等連携支援事業計画」6 件が認定されている(平成 21 年 8 月末現在)。「農商工等連携事業計画」の認定件数の内訳を経済産業局別にみると、北海道:24 件、東北:26 件、関東:61 件、中部:35 件、近畿:35 件、中国:16 件、四国:13 件、九州:29 件、沖縄:11 件であった。

案件には、組合が直接連携に参加しているものや、都道府県中央会が連携体に加わっているものやサポート機関となっているものが含まれている。

7 地域資源活用組合の動向

各地域の強みである農林水産品、鉱工業品及びその生産技術、観光資源の 3 類型からなる地域資源を活用して新商品の開発等の事業を行う中小企業を支援するため、「中小企業地域資源活用促進法」が平成 19 年 6 月施行された。

平成 21 年 6 月時点で、都道府県が指定する地域資源の数は 11,732 件に達している。その内訳をみると、

観光資源(5,629 件)が最も多く、次いで農林水産物(3,573 件)、鉱工業品(2,530 件)の順となっている。また、支援を受けるために中小企業者が策定し、都道府県が認定した地域資源活用事業計画の数は、平成 21 年 9 月時点で、683 件となっている。このうち、中

小企業組合による認定計画は下記の 15 件である。

- 協同組合マリンテック釜石
(岩手県釜石市・農林水産物・H19.10.12)
- いわき湯本温泉旅館協同組合
(福島県いわき市・観光資源・H19.10.12)
- 野毛地区振興事業協同組合
(神奈川県横浜市・観光資源・H19.10.12)
- 湯田温泉旅館協同組合
(山口県山口市・観光資源・H19.10.12)
- 三川内陶磁器工業協同組合
(長崎県佐世保市・産地技術・H19.10.12)
- 大海酒造協業組合
(鹿児島県鹿屋市・観光資源・H19.10.12)

山形鋳物工業団地協同組合
 (山形県山形市・鋳工業品又は生産技術・
 H19.12.14)
 鶴岡織物工業協同組合
 (山形県鶴岡市・鋳工業品・H19.10.12)
 小国ウッディ協同組合
 (熊本県小国町・農林水産製品・H20.2.22)
 今帰仁ブランド協同組合
 (沖縄県今帰仁村・農林水産製品等・
 H20.3.12)
 富士製紙企業組合

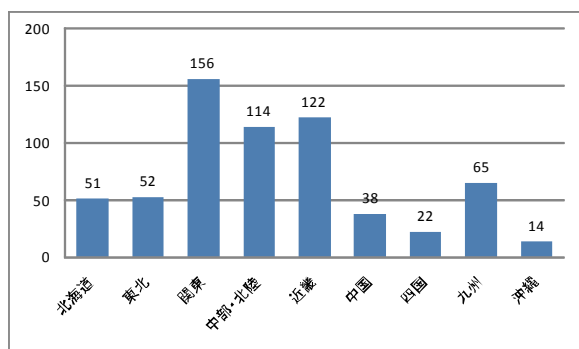
(徳島県吉野川市・鋳工業品・H20.3.27)
 とこなめ焼協同組合
 (愛知県常滑市・鋳工業品・H20.7.2)
 加賀九谷陶磁器協同組合
 (石川県加賀市・鋳工業品・H20.12.24)
 ウエストコーストぐんげ商店街協同組合
 (兵庫県淡路市・観光資源・H21.2.12)
 芙蓉酒造協同組合
 (長野県佐久市・農林水産物・H21.6.29)

8 新連携の動向

平成17年4月に施行されスタートした「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法)」による「新連携」(「異分野連携新事業分野開拓」)は、平成21年9月25日現在、全国で634件の事業計画が認定を受けている。

各地域の認定状況は次のとおりである。

図表-6 各地域の新連携計画の認定状況



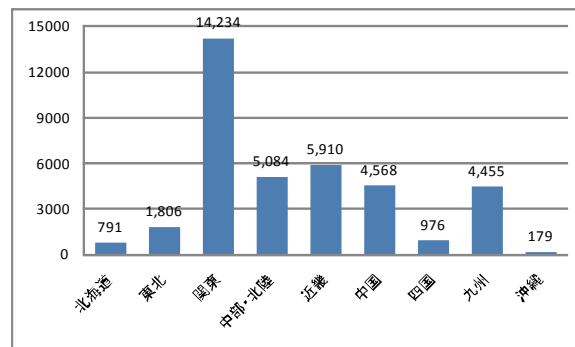
※資料出所：中小企業庁調べ(平成21年9月25日現在)

認定されたコア企業の多くは組合に加入しており、組合組織等を活用した、信頼関係あるしっかりとした連携のもとで事業化支援に取り組み、成果を上げている。

また、「経営革新計画」を作成し、都道府県などが承認すると様々な支援が受けられ

るが、これまでに38,027件(累計)が承認されている(「平成21年8月末現在」)。そのうち組合等の承認件数は170件である。

図表-7 各地域の経営革新計画の承認状況



※資料出所：中小企業庁調べ(平成21年8月末)

「新連携」事業が着実な成果を上げている要因としては、認定事業者の努力や様々な支援措置もさることながら、当該中央会が「新連携支援地域戦略会議事務局」との連携を密接にして、きめ細かな支援をしているところにある。

全国先進組合事例

地域住民に愛される公園づくりを目指して 鹿児島県造園事業協同組合

〒892-0871 鹿児島県鹿児島市吉野町 842-5 H17 年 5 月設立
TEL : 099-224-2478 FAX : 099-244-2634 <http://www16.ocn.ne.jp/k-zouen/>

緑地化のプロ集団である県内造園業者の協同組合が専門技術のノウハウを生かしながら、公園管理を運営。地域住民に愛される公園づくりを目指した活動に高い評価

【背景と目的】

造園業は土木・建築業の下請けが多く、受注単価は年々厳しさを増し、どの造園業者も厳しい経営環境に置かれていた。平成 18 年度以降、鹿児島県が管理する公園施設を民間へ委託（指定管理者制度）することが発表され、その受託を目的に県内の造園業者が協同組合を設立し、受託に成功した。

【事業・活動の内容】

“地域住民の要望に応え愛される公園づくり”を方針とし、まずは、管理室を置き住民からの意見、アンケートを収集した。その中から、緑地化の整備、遊具の安全管理、安心安全な施設（子供からお年寄りまで）、イベントの開催等を活動方針とし、現在運営に努めている。イベントの開催では、グラウンドゴルフ大会や花苗無料配布を行うなど、今では地域住民に対し、開かれたコミュニケーションの場となっている。

組合設立以前は、組合員の技術・施工能力に企業間格差がみられたが、技術委員会の立ち上げと効果的な指導により、格差は縮小している。

【成果】

今までの公園は、管理不足により住民の足が遠のいていたが、組合員が互いの技術とノウハウを持ち寄り、方針を明確にして管理運営をしたことにより徐々に利用者数が増えている。

また、指定管理者制度を受託したことにより、公園のあり方そのものについて深く認識することになった。企画提案書の段階で、地域住民に愛される公園づくりにポイントを置き企画書を作成したが、事業執行後、地域住民のアンケートを進める中で、住民サイドに立った公園づくりの必要性についてさらに認識を新たにした。今後、県・市の公園委託が次々と予定されており、平成 23 年には全国都市緑化フェアがこの鹿児島県で行われる。組合がこの大イベントに参入できるよう現在営業を行っているが、採択されてから現在までに蓄積されたノウハウ（成果）を十分生かしながら参入していきたい。

それ以外には、草木など一般廃棄物処理の問題がある。造園業にとって 1 社だけで解決できる問題ではない。いつかは、組合で一般廃棄物処理のリサイクル処理施設を立ち上げ、各組合員のコスト削減にも取り組んでいきたい。このような新たな取り組みも、成果のひとつであると思われる。



イベント開催時での花苗鉢の無料配布



水路等の清掃活動

只見川溪谷を臨む全国屈指の薬湯を地域住民で維持管理 早戸温泉つるの湯企業組合

〒969-7406 福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平 888 H16年3月設立
TEL : 0241-52-3324 FAX : 0241-52-3324 <http://www.sakuma-k.co.jp/>

過疎化と高齢化が進展する町で、地域住民により企業組合を設立し、温泉施設の管理を指定管理者制度により受託。温泉施設を地域活性化の拠点として、高齢者と若者の雇用の場を確保し、新事業を展開

【背景と目的】

大沼郡三島町は、人口約2,200人余りで、過疎化と高齢化が進展し、高齢化率は約4割ときわめて高い。主な産業は、農業と林業で、町内では事業所も少なく雇用機会の確保が課題である。当地区にある早戸温泉は、1200年の歴史がある名湯薬湯で、町が早戸地区交流拠点施設として整備し、運営は指定管理者制度により民間委託することとなった。そのため、地域住民により企業組合を設立。町外から温泉施設へ多くの誘客を行い、新たな雇用の場所とし、また、地域の特産品の販売も行い、地域の活性化を図った。

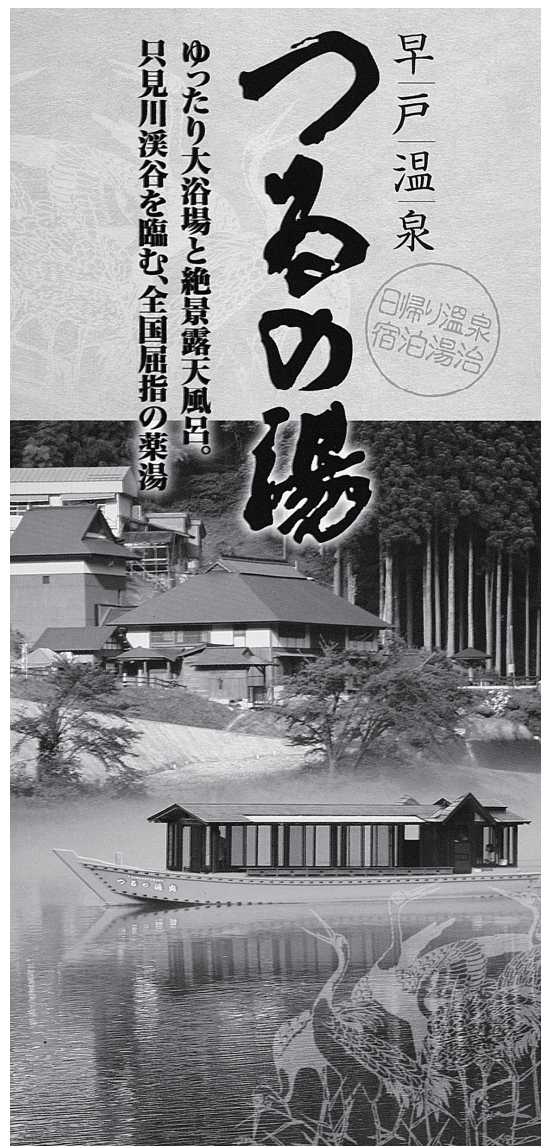
【事業・活動の内容】

町が建設する温泉施設について、指定管理者制度を活用して民間に委託することとなったため、これを受け町民17人により企業組合を設立し、事業を受託した。設立当初の事業は、温泉浴場・宿泊施設の経営、飲食物・地場産品等の販売である。オープン後の入湯者数は予想以上で、平成18年には飲食店の経営を追加。さらに、只見川の絶景を活かした観光開発を行うため、只見川仙峡船下りを実施。温泉の泉質がよいこと、只見川溪谷の絶景を見ながら湯に入れることから、湯治客は当初計画の4倍となっている。

【成果】

入湯客は、年間約6万人で、地元住民よりも町外あるいは県外から多く訪れ、町の交流人口が増加した。さらに、飲食店の経営、地場産品が雇用に大きく貢献し、高齢者の収入増と比較的若い層の雇用の増大に大きな成果を上げることができた。

また、新しく始めた屋形船による只見川仙峡下りは、今後魅力ある観光施設として期待できるだけでなく、近隣町村との連携による観光産業の振興に寄与することが期待できる



指定管理者制度に活路を見出し、事業拡大を図る 練馬建物総合管理協同組合

〒176-0012 練馬区豊玉北 6-13-2 S60 年 3 月設立
TEL : 03-3991-4561 FAX : 03-3991-4643

指定管理者制度の創設にいち早く着目し、組合員の総力を結集して施設の運営全般に取り組むことで、組合の事業量の大幅な増大を果たした

【背景と目的】

本組合は、組合員の受注機会の確保のために共同受注事業を推進し、一定の受注実績をあげてきた。しかしながら、地方公共団体の財政状況は逼迫し、官公需発注量の減少が予想されるほか、一般競争入札の導入による競争の激化と、それに伴う落札価格の低下が懸念されている。組合にとって受注の確保は至上命題であり、仕事を待つだけの姿勢を改め、新たに受注確保のためのアプローチを行う必要がある。そこで本組合は、自治体で導入され始めた指定管理者制度に対応し、新たな受注先の開拓を行うこととなった。

【事業・活動の内容】

東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）、石神井公園区民交流センターの2施設を指定管理者として管理・運営している。サンライフ練馬は中高年齢者の労働相談を実施するほか、区民がサークル活動やスポーツ活動などを親しむため、体育館やトレーニングルーム、会議室等を貸し出している。

石神井公園区民交流センターには職業相談室が設置され、高齢者の就業機会の確保を図るとともに、区民の文化活動の促進や地域の産業振興に供するためのスペースを提供している。

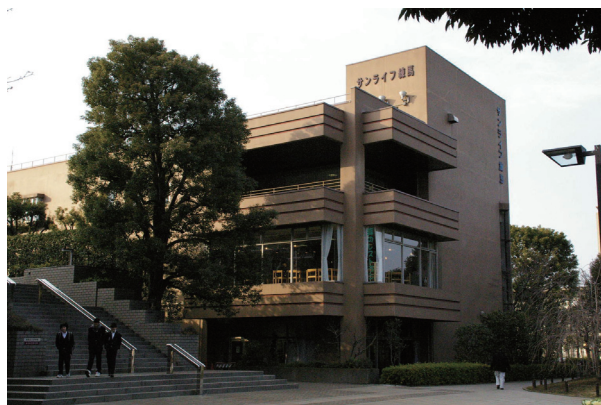
当組合は両施設の清掃・保守点検のほか、料金の徴収、予約管理などを行っているが、公共施設を預かっていることを自覚し、区民により良いサービスを提供することを目標に運営している。

【成果】

- ・ 指定管理を引き受ける以前の受注量に比べ、約20%の受注量増大を果たした。
- ・ 指定管理者の選定の際には厳密な事業計画の策定が要求されるとともに、効果的なプレゼンテーションが必要であったが、これをクリアしたことで組合の企画立案能力や営業能力が大きく向上した。
- ・ 主体的に施設全般の管理運営を行ったことで、従来の部分的な建物管理では得ることができない総合的な施設運営のノウハウを得ることができた。
- ・ 新たな制度に取り組むため、組合員間で緊密に連携したことで強い相互扶助の意識を醸成できた。



東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）



石神井公園区民交流センター

市民文化発信基地「交流館」を商店街組合が運営し、商店街の活性化を目指す 四日市諏訪西商店街振興組合

〒510-0086 三重県四日市市諏訪栄町 22-19 S54 年 4 月設立
TEL : 059-353-6111 FAX : 059-353-6113 <http://www.pazl-land.com/>

商店街活性化を目的に運営する駐車場の管理ノウハウを活用し、文化財建築である市民の交流館を市から委託運営され、市民のその利用を活用し、さらに商店街活性化に生かす

【背景と目的】

四日市市諏訪栄町に位置する諏訪公園は市街地の中央に立地する公園であり、その一角に四日市出身の明治の実業家、熊澤一衛が1929年に建設し、市に寄贈した洋館建築の図書館がある。しかし、この建築は老朽化が進み、2003年、中心市街地活性化拠点として再生するため全館改修され、「すわ公園交流館」としてリニューアルオープンされ、同時に国の登録有形文化財に指定されることになった。

市は交流館の目的を効果的に達成するため、管理能力のある公共団体に管理を委託できる仕組みにし、運営委託＝市民参加の運営を公募した。当組合は2005年、この公募に応募し、審査の結果、2006年から運営委託されることになった。

【事業・活動の内容】

当組合にとって諏訪公園を中心とした中心市街地（商店街）のにぎわいづくりは組合員の事業の発展につながり、当組合の存在理由とも重なる。さらに、中心市街地（商店街）のにぎわいづくりのために20年以上にわたり駐車場運営を行ってきた実績があり、その建物・設備管理のノウハウは交流館の指定管理者の業務に有効である。それらが事業を行う動機になった。主な事業内容はハード設備管理（建物・設備などの維持管理）とソフト事業管理（交流館で行われる各種イベントや事業の運営管理）である。

指定管理者業務を成功させた要因は駐車場運営で培ってきた建物・設備管理のノウハウであり、また、ソフト事業の運営管理においては有益な意見を広く集め、質のよい運営を行う目的で、イベントの実行、交流館の利用のあり方などについて市と組合（指定管理者）、交流館の職員、市民で構成される運営協議会で決定していることである。

【成果】

評価できる点は、交流館の委託運営事業は経費率が100%を下回っており、組合の収益になっていることである。

交流館の運営は中心市街地（商店街）のにぎわいに貢献することが期待される。認知度の向上、隣接する諏訪公園内で数多くのイベントが開催されるなどにより、交流館の利用者は2.5万人と増加してきており、商店街のにぎわいは増してきてはいる。この来街者増を商店街の売上増にどう結びつけるかが今後の課題となる。

総合力と実績で県スポーツ振興拠点施設の指定管理者へ 石川県ビルメンテナンス協同組合

〒921-8171 石川県金沢市富樫 2-3-11 H3 年 4 月設立
TEL : 076-241-3330 FAX : 076-241-3450

組合としての総合力と実績で石川県のスポーツ振興拠点施設の指定管理者となり、知名度と信頼性を向上するとともに、組合員における業務の効率化や技術力向上等を実現

【背景と目的】

石川県内では大型物件の発注が減少しており、組合員のノウハウを活用でき、業績向上につながるような大型物件の情報収集に努めていた。そのような状況下、石川県に大型スポーツ拠点施設「いしかわ総合スポーツセンター」が建設され、指定管理者が公募されることとなった。これを受け、指定管理者制度を活用し、組合員の業績向上を図るとともに、県内有名施設の管理業務を共同で行ってきた知名度、信頼性をより強固なものとする、県民が誇れるスポーツ施設実現に貢献すること等を目的として、当該物件の指定管理者に応募することとした。

【事業・活動の内容】

(財)石川県体育協会、(財)北陸体力科学研究所とともに共同事業体「石川県体育協会グループ」を構成し指定管理者に応募した。県のスポーツ振興に中心的な役割を果たしている(財)石川県体育協会と共同事業体を構成できたこともあり、指定を受けることができたが、当組合が長年の各種公共施設で培ったコスト管理のノウハウ、スポーツ施設運営業務の実績・経験が豊富だったことが背景にある。また、指定管理者制度への改正にあわせ、早くから勉強会を開催し、申請書類の作成にあたっては組合員が高い能力を発揮したことも要因である。

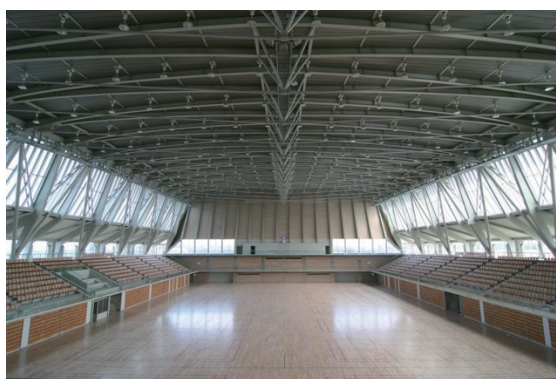
指定を受け、平成 20 年 4 月より「いしかわ総合スポーツセンター」「石川県武道館・石川県卯辰山相撲場」の清掃・維持業務等を行っている。

【成果】

「いしかわ総合スポーツセンター」を含め、応募した 2 つの物件いずれも指定管理者の指定を受けることができ、組合及び組合員の知名度・信頼性の向上につながった。また、コスト意識の厳しい指定管理者制度により、各組合員における業務の合理化や技術力向上が進んでいるとともに、組合・組合員双方の品質管理体制の強化につながっている。日本海側有数のスポーツ施設の指定管理者となったことは、組合員に対する良い刺激にもなり、組合員としての自覚も一層向上した。今後、知名度・信頼性向上による組合及び組合員の業績向上や、より一層の業務合理化・技術力向上による競争力強化が予想される。



いしかわスポーツセンター



多目的に活用されるセンターのメインアリーナ

少数精鋭のプロ集団が県営住宅管理 香川県建築設計協同組合

〒760-0026 香川県高松市磨屋町 6-4 S50 年 4 月設立

TEL : 087-822-7346 FAX : 087-823-0712 <http://www.chuokai-kagawa.or.jp/~sekkei/>

指定管理者として、香川県の県営住宅の管理業務を委託され、各種の業務を少数精鋭体制で遂行し、従前の管理者よりも約 8,000 万円の費用低減を実現

【背景と目的】

本組合は、各組合員がそれぞれ建築士資格を所有するプロフェッショナル集団であるが、建築不況のあおりを受け、建築受注確保が困難になってきた。そこで、組合員の仕事量拡大を図るべく、県営住宅の管理業務を申請した。ついては、各種の選定基準に適合するべく、内部体制を整え、それぞれの業務について、組合員を割り当てた。従前の管理者より人員を大幅に縮小し、少数精鋭体制にして、個々人の能力を最大限に発揮できる組織運営をしているのが特徴である。

平成 18 年 6 月 1 日から約 3 年間、香川県営住宅の指定管理者として選定され、各種の業務を遂行している。これらについての香川県からの年間委託料は、443,814 千円であり、従前の管理者よりも約 8,000 万円の費用低減を実現している。

【事業・活動の内容】

委託されるそれぞれの業務について、従前の管理者では見られなかった新たな提案を行っている。例えば、「県営住宅の入居者の募集に関する業務」については、「インターネットの活用による情報提供」、「入居者からの苦情処理等その他県営住宅等の管理運営に関する業務」については「入居者への住まいの相談業務」などである。

日頃から、巡回管理人を通じて入居者の意見を伺うよう努めている。住民からは、数年来の課題である「ペットの飼育の禁止」問題や「不法駐車防止」問題について、積極的に対応していると評価されている。

警備保障会社と連携し、24 時間体制の緊急連絡体制を整備しており、台風災害や火災発生などの緊急時には、緊急連絡体制に基づき、現場に即時出動する。香川県の担当部局とは毎月定例会を行い、情報の共有等を確保している。

【成果】

指定管理者の申請時点では、どちらかと言えば、代表理事がリードする感もあったが、本事業への理解が深まるにつれ、組合全体としての活性化が達成されつつある。これまでに経験したことのない集金業務等について、当初は組合員に不満もあったが、最近では一定の理解を示している。

なお、他の業界と同様、建築士業界も後継者問題に悩まされており、この点、本事業に活路を見出したい。

瓦産業と施設が融合した地域に愛され発展する組合 菊間町窯業協同組合

〒799-2303 愛媛県今治市菊間町浜 228-4 S55 年 12 月設立
TEL : 0898-54-5511 FAX : 0898-54-5545 <http://kawara.bp-ehime.or.jp/>

組合と施設の融合は専門的知識を有した人材活用が可能で来館者や県内外の一般客の利便性が向上する。まさに地域の瓦産業と施設の融合は地域に愛され発展する

【背景と目的】

当施設は、750 年の歴史と伝統のある菊間瓦を広く啓蒙・普及する情報発信基地として菊間町に設立された。建設以来「瓦」の町菊間町の普及発展の為に数多くのイベントを企画し施設と連携しつつ啓蒙普及してきた。

さらなる施設来園者の増加の為に展示物の企画充実はもちろん高齢者や身障者の利用促進のために体験型イベントで使用している「粘土瓦」との触れ合いを通じたリハビリ、健康増進、趣味等への多彩な活用を図る。また公園内では現在利用されている家族連れ（子供、両親、祖父母といった3世代）を中心に地域の遊び場、スポーツ交流の場として世代を超えた施設展開を図る。

【事業・活動の内容】

今後の予定事業(優先別抜粋)

- ① 神社仏閣及び旧家を訪ねるツアー企画（瓦を使った建設物の訪問）・・・旅行会社と連携
- ② 本組合が現在作成しているHPの「かわら館」コーナーの更なる拡充を図る
- ③ 新鮮な瀬戸内の味覚 焼き鳥、タオル、桜井漆器、大島石等の連携による商品開発における販売
- ④ 平成20年「JAPANブランド」で開発したミニ盆栽を、共同販売促進事業部門で充実を図る
- ⑤ その他： 閑散時の利用は、比較的時間の取れる主婦層の参加によるフリーマーケットの開催やリサイクル市場の開催。さらにリピーターの増加については前述の学生の学習の場の有効活用、JR 電車待時間を使った休憩、情報収集の場、さらに展示物(博物館的機能)の充実、体験型イベントの増加、会員制度の創設、各種講演会・研究会開催により地元特に愛される施設作りをめざす

【成果】

今後は、更なる地元密着型施設とするべく本組合は、数年後施設内に組合事務所を移転し本施設と本組合の一体化により効率的な運営を実現し、前述の企画提案の実現に向けて新たな情報発信基地としてスタートしてゆく。常に施設内には瓦技術に関する専門的知識を有した人材(組合員)が常駐可能となり来館者や県内外の一般客の利便性が向上する。まさに地域の瓦産業と施設の融合により相乗効果が各方面で生まれる。



特別寄稿 安心・安全を守る

運輸業の安心・安全について

セイコー運輸株式会社 代表取締役 鳥部敏雄 氏

〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目5-32

電話 099-262-2311 FAX 099-262-1949



安心・安全を守ることは、どのような企業にとっても大切であり、対応を誤ると組織存続の危機を招きます。

本号では、人や物資を安心・安全に運ぶための運輸業界の取り組みを、セイコー運輸株式会社の代表取締役 鳥部敏雄さんに寄稿いただきました。

昨年、新しい政権が誕生しました。

国家戦略室は、鳩山総理の指示書により、景気回復、緊急雇用対策、少子化対策、そして、2020年までに1990年比で二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を25%削減するとの目標を掲げ地球温暖化対策に取り組むと発表し、国民運動「チャレンジ25キャンペーン」のキックオフ・イベントを開催しました。

わが国における2008年度のCO₂排出量を部門別に見てみると、1990年との比較で、産業部門が13%減少しているのに対して、総排出量の1/3を占める商業・サービス・事務所部門と家庭部門では、それぞれ41.3%、34.7%と大きく増加しています。



安全への取り組み

「安心・安全」もその中には、幾つものいろいろな内容が含まれています。この厳しい経済状況下における我が運送業界においては、輸送量の低下、安全・環境対策等のコスト増、季節波動による繁忙期・閑散期の格差の課題等多くの問題があります。

まず、我々運送業においては、「安心・安全」は業態としてそのものです。物流業界の最大のリスクである事故の撲滅を願い、誰もが絶対的な注意を払い、教育し、その上での企業の発展を望みます。

その安全教育に、どの運送業者も年間教育計画に基づき、外部研修としてトラック協会の研修会、ほか外部機関開催の講習、社内勉強会等を実施しています。

例えば、

- ① ヒヤリハットの提出、解説
- ② 日常の点検作業
- ③ 飲酒運転撲滅
- ④ 過重労働による健康障害の防止
- ⑤ 健康診断100%受診
- ⑥ エコドライブ＝省燃費運転を必ず実施して環境留意、安全運転、会社への利益貢献に努める
- ⑦ グリーン経営取得



品質向上のための認証取得

公道を仕事場とする運送業にとっての安心・安全は、交通安全に徹することが第一であることは言うまでもないことであり、近年、我々運送事業者で組織する「社団法人全日本トラック協会」は「Gマーク」を推進しています。Gマークとは「貨物自動車運送事業安全性評価事業において安全性優良事業所認定」のことで、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）が認定・交付する「安全性優良事業所」のシンボルマークです。トラックの後部等に右のようなステッカーを貼付している車両が認定事業者です。



ア 安全性優良事業所とは

荷主企業がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）が厳しい評価をし、認定した事業所です。マークは安全性優良事業所のみにも与えられる安全・安心・信頼の証しです。

・キメ細かな認定対象

安全性優良事業所の認定の対象となるのは会社単位ではなく、事業所単位で、現在、11,301 事業所（平成 20 年 12 月 18 日現在）のトラックがマークを付けて走っています。有効期間は 2 年間であり、最初の更新で 3 年、2 回目の更新で 4 年です。

・公平な評価

応募された書類は、都道府県トラック協会を受付、全国実施機関で審査を行い、安全性評価委員会で公平に評価されます。委員会は、学識経験者、労働組合関係者、荷主団体、一般消費者、国土交通省職員及び全国実施機関担当役員で構成されています

・3 テーマ 41 項目の厳しい評価

「安全性に対する法令の遵守状況」「事故や違反の状況」「安全性に対する取組みの積極性」の 3 テーマに、計 41 の評価項目が設けられています。100 点満点中 80 点以上の評価点数を取得した事業所が安全性優良事業所として認定されます。主な審査基準は以下の通りです。

- ① 過労防止に配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。
- ② 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。
- ③ 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督をしているか。
- ④ 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。
- ⑤ 事業所内で安全対策会議（安全に関する QC 活動を含む。）を定期的実施しているか。
- ⑥ 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。
- ⑦ 平成 20 年 11 月 30 日から過去 3 年間に、事業所の事業用自動車が無責の第一当事者となる、

自動車事故報告規則（国土交通省令）第2条各号に定める事故がないか。

- ⑧ 平成20年11月30日において、事業所に、貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の点数が付加されていないか。また、点数がある場合には、当該事業所に係る行政処分の累積点数は何点か。

本認証制度の登録有効期間は2年間です。そのため、認証登録2年後に更新審査を受け、登録期間を更新する必要があります

イ 環境対策認証のグリーン経営

交通エコロジー・モビリティ財団では、日本財団からの助成金を受けて、トラック、バス、ハイヤー、タクシー運送事業におけるグリーン経営（環境負荷の少ない事業運営）を推進するためのマニュアルを作成しました。

ISO14000シリーズに基づいて作成された本マニュアルを活用することで、中小規模の事業者でも環境改善に向けた取組みの目標設定とその評価が容易になり、自主的で継続的な環境保全活動を行うことができます。

本認証制度の登録有効期間は2年間です。そのため、認証登録2年後に、更新審査を受け、登録期間を更新する必要があります（更新後の登録有効期間も2年間）。また、認証登録及び更新登録1年後に定期審査を受ける必要があります。よって、品質向上には取得すればそれで終了という事ではなく、継続していく事が重要で、真剣に取り組んでいます。

グリーン経営認証とは

グリーン経営認証とは、ISO14001（環境マネジメントシステムに関する国際規格）認証の取得が難しい事業者にも容易に環境保全を進めてもらうためのものです。

交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組みを行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものです。



『グリーン経営取組みによるメリット』

燃費の向上

車両故障の撲滅

交通事故

グリーン経営の効果は、環境改善にとどまらない

職場モラル・士気の向上

社会的評価向上



認証取得による具体的な効果

認証取得事業者の平均燃費について、新規申請時と認証取得2年後の更新審査時を比較してみますと、トラックは全国平均より23.8%高い水準となっています。

グリーン経営認証事業者の平均燃費

最大積載量	全国平均燃費 [km/L]	認証取得事業者	
		燃費 [km/L]	全国平均を100とした場合の指数
1t 以上 2t 未満	6.19	7.82	126.33
2t 以上 4t 未満	4.58	5.83	127.29
4t 以上 6t 未満	3.79	5.44	143.54
6t 以上 8t 未満	3.38	4.14	122.49
8t 以上 10t 未満	3.09	3.43	111.00
10t 以上 12t 未満	2.89	3.54	122.49
12t 以上 17t 未満	2.62	3.37	128.63

※交通エコモ財団HPより抜粋 <http://www.ecomo.or.jp/>



ネットワークによる取扱高向上とCO₂削減

このような環境の中、業界では端末(パソコン)によるネットワークを構築し、活性化を図っています。

日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会という、加入業者が自作でネットワークを構築し全国で情報交換し、取引向上を促進しています。

通常のパソコンを使用し、インターネットで加入者のみ(イントラネット)「求車・求荷」の情報を入力、閲覧検索し、取引するという仕組みで全国には1,650社の仲間がいます。

帰り荷を確保し効率を高める、また荷物情報を提供し、仲間に協力する。このことにより、走行車両の削減と有効活用につながり、CO₂削減にも寄与することになります。このシステムは特許取得し、全国中央会の「IT大賞」を受賞するという快挙も得ています。



ベストエコドライバー

鹿児島県トラック協会では、日頃から環境に優しく、安全に、車に負担のない運転をしているドライバーにスポットを当てる為に、平成17年度よりベストエコドライブ・コンテストを開催し、「筆記試験」「安全運転競技」「省エネ運転競技」の基準を総てクリアしたドライバーをベストエコドライバーとして認定しております。

平成 21 年末までに鹿児島県内に事業所がある 142 名のベストエコドライバーを認定いたしました。

鹿児島県トラック協会HP <http://www.kta.jp/>



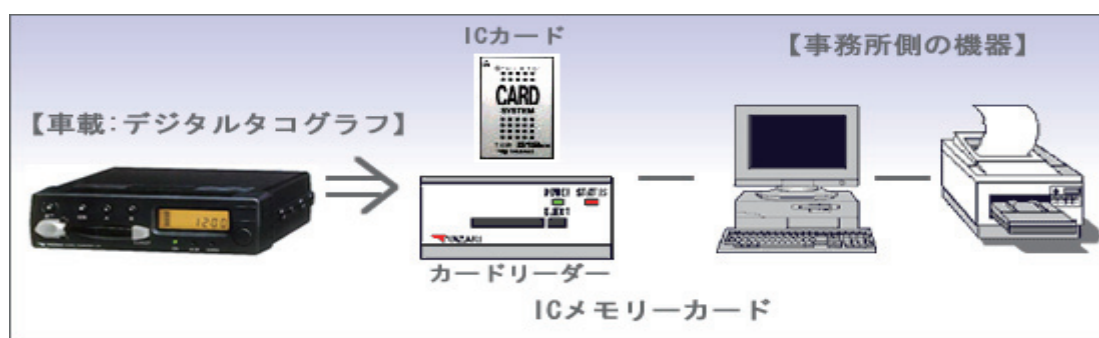
安心・安全輸送

デジタルタコグラフによる安全運転管理

いま運送業界ではデジタルタコグラフを導入し、安全運転管理を行いドライバーへの運転指導と交通事故の防止活動を行なっています。

デジタルタコグラフは、0.5 秒ごとの速度とエンジン回転が取得できますので、メモリーカードに車両の走行時間や走行距離はもとより、最高速度、平均速度、速度オーバー時間・回数や、エンジン回転のオーバー時間や回数、急発進、急加速、急減速、アイドリング時間を自動的に収集する事ができます。

事務所の読み取り装置でメモリーカードを解析する事で、事故防止のためのタイムリーな安全指導、経済走行管理による燃費の向上およびCO₂の削減、経営に役立つ効果的な運行管理を実現できます。



最後に

運送業界と言えば、怖い・危険・事故・きつい等のマイナー業界との見識が多いように思われますが、このように、いろんな工夫やシステム構築や政府の政策等も活用次第であり、「安心、安全」に一番気を使い、真正面から受け止め努力している業界である事を再認識して頂きたいと思います。



温暖化防止と環境のために

エコ建築設計でストップ温暖化！

(株)アシスト設計 代表取締役 今村裕氏

高温多湿な鹿児島県の気候・風土に配慮したエコ建築設計で、平成 21 年度環境省委託事業・温暖化対策「かごしまアクションコンテスト」に入賞した(株)アシスト設計。快適・安全な「環境共生住宅」で、電気機器等に極力頼らない、自然を活かした建築設計に取り組んでいる。今回は(株)アシスト設計の代表取締役、今村裕氏にお話を伺った。

【企業データ】

(株)アシスト設計

〒895-0012

薩摩川内市平佐町 3282-3

TEL : 0996-20-1756

<http://www.assist-sekkei.com/>

厳しさを増す建築設計業界

(株)アシスト設計の主要業務は建築設計・監理。今年で創業 29 年目となる。平成 13 年には施工とメンテナンスなどを担当する(有)ハウスサポートを設立し、お客様の住まいづくりをトータルで支援できる企業になるべく、日々技術研鑽に努め、顧客の信頼を得てきた。

厳しさを増す建築設計業界。高度成長期を経て持家も持つ人も多くなり、この不景気で新築の設計案件も激減している。何らかの打開策を見出す必要がある。

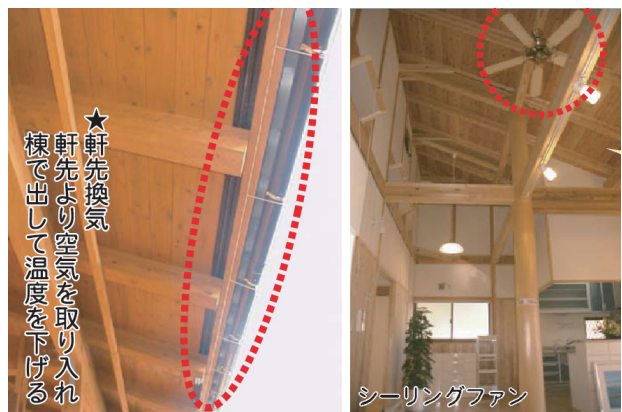
そんな中、昨年発足した鳩山政権は、CO₂ 等排出量の 25%削減をマニフェストで謳い、国の重要な環境政策に据えた。これを実現するための具体的な対応策として、新築住宅への太陽光パネル設置や、住宅の耐熱化など、建築設計に関わる要素も上げられている。また 2001 年には国土交通省主導の建築物環境性能評価システム「CASBEE」が開発されており、環境対策に取り組まなければ時代の波に乗り遅れる状況になってきた。

気候・風土に配慮したエコ建築設計

かごしまアクションコンテストに応募したエコ建築設計は、鹿児島県の気候・風土に配慮し、自然を生かした設計となっている。

建物の断熱性を高めるため、基礎・外壁・屋根を断熱材で覆い、窓は複層ガラスを採用。夏季の日射対策として軒を深く出し、通風の確保のため床下から室内へ風が抜ける通り道を確保。

エネルギー消費効率を高めるために家庭用コージェネレーション(※1)を導入し、発電・給湯・暖房に利用するとともに、温度ムラを防ぐため天井にシーリングファンを取り付けた。これにより、3LDK～4LDK の建物の電気代は 5,000 円程度に抑えら



れる。

地元産材を多用することで、遠隔地からの輸送コストを削減し、林業振興にも貢献できる。

エコ建築設計で建てた住宅の坪単価は若干上昇するが、住まいは長く使うもの。イニシャルコストだけで見ることはできない。何十年も使い続けていくランニングコストを考えると、冷暖房にかかるエネルギー削減率が高いエコ建築設計の方が経済的で快適ということになる。

雨水を利用して庭に散水できるタンクを備えたり、樹木やグリーンカーテンによる気温上昇対策など、先人の知恵や工夫も随所に取り入れた提案は、42 団体が応募したコンテストにおいて特別賞を受賞した。



ユリカスなどの廃棄物を活用した玄関土間



グリーンカーテン (熱射の軽減)

年を重ねるごとに住みやすくなる家

「業界の体質も変化してきました。お役所の仕事も少なくなって、時代は IT や福祉に軸足を移してきている。持ち家がある人も多くなり、高度成長期と同様の手法ではうまくいかない。これからの時代を背負っていく若い人々は、生活スタイルも変わってきていますし、職業によっても家の使い方が違ってくる。時代のニーズとウオッツ、個人のニーズとウオッツを捉えてやっていかなければなりません」

そう語る今村さんが、これから目指すものは『年を重ねるごとに住みやすくなる家』だ。そのためにはアフターメンテナンスのやりやすい家を設計する必要がある。現在の木造家屋の耐用年数は、おおよそ 20 年から 30 年と言われているが、住宅金融支援機構では 35 年ローンが多くなってきている。これではローンの返済が終わる前に、家の寿命が来てしまう。日本の木造建築物を振り返ってみると、京都などでも 100 年 200 年と残る家はざらにある。国土交通省では、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」の普及促進に力を入れている。

CONCEPT

- ・自然とのつながりを大切にしたシンプルな家
- ・東西南北、風が流れる家
- ・廊下がなく、家族の気配がわかる家
- ・家族団らん、コミュニケーションのとれる家
- ・家事・子育てから介護までを考慮した間取りの家

長く快適に住める家を設計するには、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性など、クリアしなければならない課題は多いが、『年を重ねるごとに住みやすくなる家づくり』のパートナーになるため、これからも社員一丸全力を尽くしていきたいと考えている。



(株)アシスト設計 代表取締役 今村裕氏

※1 コージェネレーション(参考:Wikipedia)

内燃機関、外燃機関等の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める、新しいエネルギー供給システムのひとつ。

Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業

楽しんで取り組むものづくりは まわりもワクワクさせる

有限会社 バンショップ・ミカミ 代表取締役 見上 喜美雄 氏



●PROFILE●

有限会社 バンショップ・ミカミ
鹿児島県曾於市財部町下財部 5461-4
TEL : 0986-72-3428 FAX : 0986-72-3671
設立 : 平成 11 年 5 月 従業員 : 8 人
資本金 : 300 万円
<http://www.vs-mikami.com/>
<http://vs-mikami.jugem.jp/>

見かねていじっていったのがきっかけです。そのうち人にも頼まれるようになって、10 台くらい改造したところで、これは商売になるんじゃないかと、東京のロータス RV 販売に研修に行きました。主に内装・家具類の作り方を学んで、鹿児島に戻って創業したのが昭和 57 年です。

——車の改造とは具体的にどんなことをされるのでしょうか

車の改造にはいろんな技術が必要で、まず公道を走ってもいい車にするために様々な基準をクリアする必要があります。設計するときには、室内の使いやすさをキープしつつ、重量配分をどのようにするか考えなければなりません。溶接や板金塗装の技術も必要ですし、きちんと強度が保たれているか、ひずみがないかの試験も必要です。強度試験のための研修にも行きましたが、新幹線やダム、ビル建設の技術者も参加するような内容です。電気配線や配管、内張り、家具なども手掛けます。一昔前はホームセンターなんてありませんでしたから、トイレの手洗いに使う蛇口を利用したり、金物屋さんのボウルを使ったりして工夫していた時代もありました。内装は生地を見せてもらって、スポンジと一緒に電動ミシンでキルティング生地にしてソファに使ったり。養蜂を手伝っていた頃、ミツバチの箱も手作りでやっていたから、鋸やカンナなどちょっとした道具はあったし、使い慣れてはいましたね。

宮崎県との県境にある山間のまち、曾於市財部町。取材依頼が引きも切らない会社、バンショップ・ミカミはこの小さなまちにある。特種車輛やキャンピングカーの製作・販売をする会社だが、発注に生産が追いつかず、たくさんのユーザーが納車待ちとなっている。取材日は幕張メッセで行われる CAMPING & RV SHOW 2010 に出展する新型の YADOKARI、DOTCH VAN の製造追い込み中で、工場は大忙し。この車には、シラスを原料とした断熱塗料が使われている。

脚光を浴びる Made in KAGOSHIMA のキャンピングカー。今月は、経済産業省の「2009 年元気なモノづくり中小企業 300 社」にも選ばれ、軽キャンピングカーの新市場を創った火付け役、見上喜美雄さんにお話を伺った。

——会社を立ち上げるまで

高校卒業後、しばらく家業の養蜂業を手伝っていたんですが、アメリカのバニング(※1)を雑誌で見て、いいなあと思ったんです。西海岸で流行っていたらしいんですが、こんな車があるんだなと思って。それで、自分の車を見よう

——話題の車、注目の車を次々に発表していますね

会社をはじめた最初のころは、デコトラ(※2)を作ったり、福祉車両やマイクロバスの改造などをしていました。バブルの時期は改造車両を 100 台くらい集めて加世田(現・南さつま市)でイベントを企画・開催したりで盛況だったのですが、だんだん下り坂になるのが見えてきたんですね。関東や関西の業者からも景気のいい話を聞かなくなってきた。若い子が車にお金をかけなくなってきた。それに大きなキャンピングカーは、中国で作れば 100 万も安く作れてしまう。

だから他の人がやっていないことを手掛けようと思ったんです。キャンピングカーを小さくしたらどうなんだろうと軽トラックの長さを測ったら、1m80cm あったんですよ。これはいけるぞと考え、図面を引きました。それが平成 13 年に発売開始した軽トラックベースの YADOKARI です。展示会で発表すると大きな反響がありました。

YADOKARI をバージョンアップする中で、お客様からの様々な要望を耳にしました。代表的なものが「YADOKARI の大きさでは駐車スペースに困ることがある」「4 人乗れるようにできないか」という要望です。YADOKARI は軽トラックの荷台の上にシェルを乗せる形で設計しており、シェルの部分は荷物扱いなんです。だから 2 人しか乗れない。また、車検のときはシェルを外して受けなければならないので、少々面倒です。

そこで、そんなお客様のニーズに応える車の開発を考え、出来上がったのが「テントむし」です。元が軽ベースですから、燃費や自動車税、高速代などの維持費も安いのですが、さらに燃費の効率化を図るため、車輻にアルミを使って軽量化しました。サイドの丸窓は潜水艦を思わせるような個性的なデザインにし、カラーリングも豊富に準備しています。高さ 2m 以内におさめているので、駐車スペースに困ることもありません。

軽のデメリットを克服する工夫もしています。車内で大人が窮屈さを感じずに動けるように、ポップアップルーフを採用。車内空間の確保のため、上部にいくほど狭くなっているベース車の壁を直立に修正しました。

キャンピングカーは二台目の車として考える方が多いと思いますが、「テントむし」ならそのまま通勤にも使えますし、週末のキャンプにも使えます。



シートを展開してリアマットをセットするだけで、簡単にベッドメイクできます。1,100 × 1,830mm 広々サイズ。



走行中は、セカンドシートを前向きにセットできます。軽 1BOX カーと同様のシートレイアウトです。

——仕事をしていて大変な時、苦しい時はありますか

それが全て楽しいんです。難しいところで壁にぶち当たることはあります。でも頭をひねっていいアイデアを考えつくと、その時は大変だったはずなのに、あとからはわからなくなっちゃいますね。


新しい試みが多いので、陸運事務所での検査に時間がかかることが多いのですが、鹿児島で検査をパスしたものが他県でひっかかり、出荷を一時止められたことがありました。その時は、私と工業技術センターと鹿児島の陸運事務所、3 者協力して資料を作り上げ、なんとかカンプスすることができました。

—これからどんなものを作っていきますか

他にない車を作りたいですね。真似はしたくないし、新しい発想で自分の乗りたいものを作りたい。自分の乗りたいものは他の人も乗りたいんじゃないかな。

同じような改造車を作っている業者もありますが、自分でも乗っているという人は意外と少ないんです。乗ったことがなければ、使う人の身になって考えることはできませんよね。

次はどんなことをやろうかと、いろんなアイデアが浮かんできて、夜も寝られなくなるくらいです。これを新しい車づくりに生かして、お客様に喜んでいただきたいですね。



見上さんの趣味は釣りとバレーボール。20歳になる息子さんも釣りに同行することがあるそうだが、プロ級の腕前で、近々バンショップ・ミカミ内にフィッシング部門を立ち上げることを計画中だ。「テントむし」で行くフィッシングツアーなど、新しい楽しみ方の提案が増えそうだ。娘さんはフラワーアレンジメントの勉強中で、キャンピングカーの展示会がある時mixi（インターネットの中のコミュニティサイト）の中には「バンショップ・ミカミ サークル」があり、ミーティングと称してはユーザー同士で交流を深めている。家族や仲間が盛りたてるバンショップ・ミカミ。これからもみんなをワクワクさせる車を創り出してくれるだろう。

※1 バニング (参考: Wikipedia)

バニング (Vanning) とは、ミニバンやライトバン等のワゴン車を用いたカスタム手法 (和製英語*)。主に後部座席や荷室をラウンジをモチーフにしてカスタムすることが多い。元々はアメリカ合衆国、特に西海岸におけるバンを使ったカスタム手法を日本に持ち込んだ物である。

※2 デコトラ (参考: Wikipedia)

デコレーショントラックの略で、マーカーランプやアンドン等の電飾や、豪華なペイント、眩いステンレス製やメッキ製のパーツなどを用いて外装を装飾したトラックの事。



●『組合自治監査講習会』開催

組合自治監査講習会が、1月28日に鹿児島市のアーバンポートホテル鹿児島で開催された。講習会では、講師に公認会計士の川畑秀和氏（有限責任監査法人トーマツ 鹿児島事務所）を迎え「監事の役割と監査の方法／税制改正について」をテーマにお話いただいた。

【監事の役割と監査の方法】

監査の定義、組合組織における監事の役割、組合における監事監査の着眼点について説明があった。

① 監査の定義

監査とは、「監督し、検査すること」である。また、監査における最大のポイントは、いかに相手の話を聞き出す（引き出す）かである。

② 組合組織における監事の役割

ア. 監事の職務

監事は、組合の運営全般について常に実態を把握しておく必要がある。

イ. 監事の適格性

監事のうち少なくとも一人は、決算関係書類を監査できる専門的能力と実務経験を有する者である必要がある。

ウ. 監事の責任

監事は、委任の本旨に従って善良なる管理者としての注意をもって、職務を遂行する義務を負うため、第三者に損害を与えたときは、それが監事の悪意又は重過失に基づくものであった場合に限り、その監事は直接に被害者たる第三者に対して損害賠償の責任を負う。

③ 組合における監事監査の着眼点

ア. 監査の指針

監査人は、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。

イ. 内部統制

内部統制のポイントとして、

- ・ 日々収入する一切の現金や小切手等は、できるだけ当日又は翌朝にとりまとめて預金すること
- ・ 小切手帳、通帳と印鑑は、別々に保管すること。
- ・ 物品の出納に当たっては、それぞれの物品の受払帳を設けてその出納を明らかにするとともに、随時実施棚卸を行い受払帳における残高と照合すること。
- ・ 各補助簿残高と総勘定元帳残高とを毎月1回照合すること。
- ・ 監事による定期監査を行うこと。
- ・ 監査は、組合監査指導基準、組合監査指導要領に従うこと。

ウ. 監査の手法

帳簿内容を全部チェックしなくても、帳簿のうち25件をアトランダムにピックアップしチェックを行い、誤謬がなければ全体的にはほぼ間違いがないことが推定される。また1件でも誤謬等があれば、次は40件をピックアップしチェックを行う。

エ. 監査のやり方（タイミング）

- ・ 期中監査→期中の取引記録について、会計記録等の正確性及び妥当性を検討する。
- ・ 期末監査→決算期末における貸借対照表上の資産、負債、資本の残高及び損益計算書の各科目の残高について、金額の正確性及び妥当性を検討する。

【税制改正】

平成21年度税制改正のポイント及び平成22年度税制改正の概要について説明された。



- ① 平成 21 年度税制改正のポイント（中小企業関係税制）
 - ・ 中小法人等の軽減税率（年 800 万円以下の金額に対する軽減税率）について、現行 22%から 18%に 2 年間引き下げ（800 万円超の部分は 22%）を行う。
 - ・ 中小法人等の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰り戻しによる還付制度の適用ができることとする。
- ② 平成 22 年度税制改正のポイント（法人関係税制）
 - ・ 100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益の計上をグループ外部に移転するまで繰り延べできる。
 - ・ 100%グループ内の内国法人間の寄付金について、支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人において全額益金不参入とする。
 - ・ 100%グループ内の内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととする。

●『組合士協会研修会』開催

平成 21 年度第 2 回の組合士協会研修会が、1 月 14 日に鹿児島市のアクアガーデンホテル福丸で開催された。研修会では、講師に大八木廣澄氏（廣泉寺 住職）を迎え「本当の豊かさとは～明日を前向きに生きるためのヒント～」と題してお話いただいた。研修会終了後に新年会を開催し、盛会のうちに終了した。

【研修会】

「一年の計は元旦にあり」という諺があるが、元旦は一月一日を意味するものではない。「旦」は地平線から日が昇る様子を表したものであり、元旦は一月一日の朝を意味している。また、「早起きは三文の得」という諺がある。昔の人は日の出とともに働き、日没とともに就寝していた。光の有難さを感じていた。

現代人は夜更かしをする上、電気の光が一日中点いている。そのため、光の尊さを感じることができない。本来、地球は真っ暗な闇の中にあり、太陽の光がモノの価値を実体化している。暗闇では石もダイヤモンドも同じである。光があるから石とダイヤモンドの価値がわかるのである。現代人は光の尊さを見失うとともに自分自身を見失いつつある。

情報化の進展により人間の機械化が進み、独善的で自己中心的な社会になった。そして、言葉を必要としない社会となった。それが、人々の無関心・無責任・無感動・無気力・無抵抗に繋がっている。人間はいただきもので生かされているのであり、そのことを教えてこなかった家庭・地域社会・学校教育に問題がある。「念声是一^{ねんしやういっち}」という仏教の教えがある。思いが内にあれば、それが表に現れるというものである。

今年国民読書年であるが、読書は心と頭を耕す（＝CULTURE）。田舎の土地は過疎化とともに荒廃してきたが、土地と同様、我々の心や頭も耕さなければ堅く固まるのである。

仏教書である「歎異抄」には、「信心定まり、いよいよ願力を仰ぎまいらせば、自然のことわりにて、柔和忍辱^{にやうわんにんにく}のこころもいでくべし」とある。これは、「信心を獲得し、いよいよ阿弥陀の本願力を仰ぐならば、おのずから穏やかで受容的なこころも生まれてくることだろう」という意味である。また、浄土真宗には「触光柔軟^{そつこうにやうなん}」という教えがある。これは摂取の光明（仏様の光）につつまれた者は、煩惱が消えて身心がやわらぐことを意味している。いずれも柔軟な心と頭を持つことの大切さを示している。

普段の生活から現代の人間社会が抱える問題を考察する機会となり、実りある研修会となった。

●『事務局代表者講習会』開催



組合事務局代表者講習会が、1月20日に鹿児島市のサンロイヤルホテルで開催された。研修会では、講師に立川昭吾氏（株式会社TSKコンサルティング 代表取締役）を迎え「デフレ経済下で生き残る企業」と題してお話いただいた。

立川昭吾氏は20年程前から倒産・破産現場に立ち会い、債務者の手助けを始めたことで事業再生に携わることとなった。また、当時のミッドナイトラン研究会（夜逃げ屋）としての活動は、映画「夜逃げ屋本舗」のモデルとされている。

【国の経済対策の変化について】

民主党が唱える「コンクリートから人へ」というのは財政投資が公共投資型から福祉型へ変わるということである。しかし、福祉型の政策で成功した国はほとんどない。1980年代アメリカが不況を脱するために行った政策は公共投資とエンターテインメント（ラスベガス）で、これによって新しい建設需要の発掘が行われ成功した。一方、日本の公共投資はダムや港湾といった大型工事が多く、大企業に事業が集中した結果、大企業だけが儲かっていると指摘した。

【2010年の経済予測について】

2010年の経済予測について、今年は世界規模のイベント（冬季オリンピック、上海万博、サッカーワールドカップ）が行われるので、前半は緩やかに回復するが、後半は2番底の不況となるおそれがある。その根拠としてはRMBS（住宅ローン担保証券 いわゆるサブプライムローンの1次証券化）のほかにCMBS（商業不動産担保証券）、CDS（クレジット・デフォルト・スワップ サブプライムローンの2次証券化）の中にも不良債権が含まれており、これが表面化する恐れがあると予測した。

【デフレ経済について】

デフレ経済は最低でも5年は続くと予測し、デフレ経済対策として、最大のコンセプトは「安さ」であり、高性能ではなく、いかに安くできるかであると説明。その例として携帯電話を挙げ、世界で一番売れている携帯電話はフィンランドの「ノキア」であり、その世界シェアは約70%にも上り、低価格戦略で成功していると示した。

【中小企業の生き残り策について】

中小企業がデフレ経済を生き残っていくためには、今後は中国とのかかわりを無視できなくなる。また、成功するためのキーワードとして「かきのたね」を挙げた。

- か → 環境、体、介護
- き → きれい（美しい）
- の → のんき（癒し）
- た → 楽しい（遊び）
- ね → ねんき（職人芸、カリスマ）

これは、日本のビジネスモデルの変化を表し、時代の変化を的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応することが重要であると説明した。



●新卒者就職応援プロジェクト 参加組合・企業 募集中！【全国中小企業団体中央会】

【目的】

今春卒業予定の大学生及び高校生の就職内定率は、大変厳しい状況にあります。

しかし一方で、平成22年1月に経済産業省が公表した雇用創出企業のように、採用意欲のある中小企業も多く存在しており、ミスマッチが発生している状況にあるといえます。

そこで、「新卒者就職応援プロジェクト」を実施し、採用意欲のある中小企業と今春卒業予定で就職が決まっていない方々との橋わたしを行うことを目的としています。

【内容】

就職が決まっていない新卒者を対象に、中小企業の生産現場等に触れる機会を提供するとともに、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得してもらうため、長期間の職場実習（インターンシップ）等を実施するものです。

○対象者（5,000 人程度）

今春、高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短大、専修学校を卒業予定であって就職が決まっていない方々

○受入企業

ものづくりや商店など幅広く対象とします。（一部対象とならない業種有り）

○実習

期間：原則 6 ヶ月間

内容：実習プログラム等に沿って実施

（技能・ノウハウ等の習得を目指すものです。非正規社員、アルバイト等の代替ではありません。）

○助成金（上限・支給条件あり）

<技能習得支援助成金> 実習生に対し月額 7,000 円を支給

<教育訓練助成金> 受入企業に対し月額 3,500 円を支給

<寮借り上げ費助成金> 受入企業に対し月額 1,300 円を支給



【留意点】

本プロジェクトは職場体験を行うものであり、雇用ではありません。

受入企業は、カリキュラム等を遵守する必要があるため、実習生にカリキュラムを逸脱した作業等を強要したり、実習生の就職活動を妨げることは避けてください。

※職場での実習（インターンシップ）は4月以降順次開催することとしています。詳細は、随時、中小企業庁HPに掲載する予定です。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/jinzai.htm>

●鹿児島市新就職者激励大会～未来は君が拓く～【鹿児島市】

鹿児島市では、鹿児島公共職業安定所や経済団体等と共催で、この春、新しく鹿児島市の事業所に就職する若人の門出を祝福し、激励するため、「'10 鹿児島市新就職者激励大会～未来は君が拓く～」を開催します。

この大会は、式典、研修、講演等で構成されています。

みなさまの事業所で、今春採用を予定している新社会人の皆様の参加を心よりお待ちしております。

- ◆ 日 時:平成 22 年 3 月 25 日(木) 10 時～15 時
- ◆ 場 所:鹿児島市勤労者交流センター・多目的ホール
(中央町 10 番地 キャンセ 8 階)

- ◆ 内 容:式典、研修、講演

研修:① 企業のしくみ ② 社会人としての基本的なマナー

講演:『前向き思考で壁に挑戦』

尾川 智子氏(プロフリークライマー)※日本人女性初のプロクライマー。TV等でもご活躍中です。



- ◆ 申込方法:3 月 1 日(月)から 3 月 18 日(木)までに事業所ごとに参加申込書を取りまとめ、事業所負担金(参加者1人につき 2,000 円)を添えて、お申し込みください。
- ◆ 申込み先:大会事務局(山下町 11-1 鹿児島市雇用開発課内) TEL 216-1325

●「エコアクション 21 認証・登録」企業グループ単位で一斉に取得！

【財団法人鹿児島県環境技術協会】

[関連企業グリーン化プログラムとは？]

エコアクション 21(以下 EA21)は、エコアクション 21 認証・登録制度は、広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度です。

「関連企業グリーン化プログラム」とは、中核となる主要企業・団体が、関連事業者などを集め、EA21 認証登録に必要な環境活動計画の策定や評価といった作業に一斉に取り組み、認証取得を目指すプログラムです。エコアクション 21 審査人の派遣などプログラムの実施に要するコンサルティング費用などは EA21 中央事務局が支援します。つまりコンサルティング費用がかからずに、EA21 認証取得できます。(但し、個別にコンサルティングを申し込んだ場合は別途費用負担。)

9 月～3 月にかけて、集合形式(セミナー)で全体説明・アドバイスを合計4回(1 回当たり 4 時間程度)実施し、翌年 6 月～8 月の認証・登録を目指します。(セミナー会場までの交通費はご負担となります。)

【注意事項】このプログラムは、プログラム(セミナー)への出席だけにより認証を取得できるものではありません。事業者自ら、環境省のガイドラインに沿って、作業や取り組みを行う必要があります。

《問い合わせ先》 エコアクション21地域事務局かごしま (財団法人鹿児島県環境技術協会)
〒892-0816 鹿児島市山下町 14-50 かごしま県民交流センター6 階 生命と環境の学習館内
TEL 099-805-0158 FAX 099-805-0159 E-mail EA21@kagoshima-env.or.jp

鹿児島県内の業界情報

製造業

(平成22年1月情報連絡員報告)

味噌醤油製造業

新年を迎え新たな気持ちで臨んだ1月だったが、相変わらず市況は低迷している。特に業務用の需要が思わしくなく、内食傾向は一段と加速しているようだ。今年は早い時期での景気回復を期待したい。

酒類製造業

区分	H20.12	H21.12	前年同月比
製成数量	26,697.0	25,753.9	96.5
移出数量	県内課税	8,540.3	8,478.3
	県外課税	10,528.9	10,471.5
	県外未納税	5,697.5	5,425.7
在庫数量	264,458.5	264,522.4	100.0

(平成21年12月分データ。単位k0・%)

漬物製造業

例年1月は、落ち込みがひどいです。

蒲鉾製造業

正月明けの日曜日が本年は三日で帰省客が早く帰り、お土産用のさつまあげの売上が非常に悪かった。又、大雪にみまわれた2日間の売上が悪く、全体でマイナス2%。今、日配品も安いのは売れるが、高いのは売れ行きが悪い。これもデフレのせいと思われる。原材料は高級品が高値を推移し、C級は安値から少し値上がり傾向。

鯉節製造業

生値(原料)がだんだん上昇傾向になってはきているが、昨年からするとまだ安く、収益状況は悪い。ただ、在庫量が多くなってきているので、好転から悪化の方向。

菓子製造業

七草祝い、成人式等祝い事もあったが、祝い菓子の需要は低調のようだった。月末の一週間山形屋デパートで洋菓子のスイーツフェスタがあり、土、日はヤング層で賑わった。米粉を利用したお菓子創りに取り組んでいる店もあり、売り市場が広がることを期待したい。

本場大島紬織物製造業

平成22年1月の検査反数は834反で、前年対比84.9(マイナス148反)。

木材・木製品製造業

平成22年も木材産業界にとっては厳しい年になりそうだ。新春初市においても低調で静かな幕開けとなった。昨年の鹿児島県内の新築住宅着工数は前年比33%減となり、全国的にも「新築住宅100万戸終焉を迎える」とまで報じられる始末。このままでは、年々充実する我が国の

森林資源の供給、需要バランスが保たれないのでは。「森林・林業再生プラン」等林業政策の早急な実効が待たれる。

素材生産業・製材業・材木卸売業

平成21年の全国の新設住宅着工戸数は累計で788,410戸、対前年比72%で、80万戸を割り込んだのは45年ぶり。本県の通年の新設住宅着工戸数は8,182戸、対前年比67%となった。うち木造住宅は5,454戸、対前年比87%で、1万戸を割り込んだのは43年ぶり。本県の木造率は66.7%となっており、前年に比較し15.8ポイント増加した。昨年は住宅建設向けの需要が弱かったことから、製材品が生産、出荷ともに低調に推移した1年であった。平成22年は住宅の購入資金を対象とした贈与税の非課税枠の拡大や住宅版エコポイントの政策効果が期待される。

生コンクリート製造業

出荷量は対前年比92.62%の153,294立米だった。特に減少した地域は、鹿児島、指宿、串木野、始良伊佐、南隅、種子島、奄美南部で、特に増加した地域は、川薩、宮之城、出水、屋久島、奄美大島、甌島であった。官公需は対前年比93.91%の113,824立米、民需は対前年比89.09%の39,470立米で、官公需、民需ともに減少、現政権の公共事業留保と景気の悪化が影響と思われる。

コンクリート製品製造業

1月の出荷トン数は17,267トン、前年同月比96.6%で、南薩、奄美地区のみ微増し、他は前年度と変わらず、もしくは減少した。公共工事における1月の受注は、前年度に比べ増えているが、出荷量は前々年同月に比べ速く及ばず、業界の厳しい状況に変わりはない。

機械金属工業

引き合いが極めて低調で、先行きの不透明感は増す一方である。

仏壇製造業

海外輸入製品内訳の主たる輸入国は中国、ベトナム、タイ等であり、平成21年10月20,024本、11月20,053本、12月23,386本で、2009年度累計は259,471本(2008年度累計は255,629本)であった。

印刷業

年未年始にかけて、また廃業についての相談があり、後継者問題やこの長引く不況下での経営の厳しさを思い知ることができた。原材料の値上げも、受注価格に容易に反映できず、依然として先行き不透明感が強い。

非製造業

(平成22年1月情報連絡員報告)

卸売業

住宅版エコポイント制度がスタートするにあたり、営業体制の強化を検討する必要が出てきた。国内の景況がまったく回復せず、個人消費の停滞甚だしく、値下げ販売も効果が薄い。一般小売店・大型量販店もともに売上伸びず、2月決算期の大型店も多いが、在庫消費が進んでいない。

中古自動車販売業

新春を迎え、若干ではあるが動きが出てきたようである。売れてるお店と売れないお店の差が激しい。生き残るための企業努力も必要である。高額車の売れ行きが鈍り、低価格車に移行したため売上高に対する収益が落ち込んだ。

青果小売業

前年同月比 95.5%、前月比 82.6%。

農業機械小売業

業界としては機械の販売だけでなく、それに付随している商品を販売することで売上、収益を上げるよう努力している。機械の修理費の増収や刈り取り後の籾の保冷庫等農家が希望するものを先取りして探し情報の交換等を行っている。

石油販売業

原油高から元売の仕切りも週毎にアップしたものの、売上の低迷から販売価格への転嫁が厳しく、マージン低下に落ち込んでいる。デフレの進行等景気の2番底を懸念している。

鮮魚小売業

今の魚屋は学校、病院等で注文をもらい「さかな」を収めながら、店で「さかな」を売っている。またその後を継ぐ人も少なく、中には子供たちは、すし屋、小料理屋等の店を開店、材料は親が仕入れに魚類市場へ行く。小売販売店へ立ち寄りお客さんも少なく、年々魚屋も少なくなっている。

商店街（霧島市）

1月の全体的な売上高は、前年に比べほぼ横バイの傾向であった。しかし、小売業に比べ飲食業は相変わらず低水準で移行し、更に厳しくなる2月の売上を心配する声が多く聞かれる。

商店街（薩摩川内市）

初商の3、4日も人通りは少なかった。寒いと人通りがない。

商店街（鹿児島市）

1月は寒波に加え降雪があり、特に積雪のときは客足が50%以下になり店主が苦悩されていた。雪のせいだけでなく、年が明けても不況の波が押し寄せてきており、節約で売上の低迷はまだ続いている。

商店街（鹿屋市）

空き店舗がなかなか埋まらない。新規出店者も長続きしない。

サービス業（旅館業/県内）

年末年始は、例年宿泊需要が多く繁忙期であるが、今年は休日が曆的に悪いのと景気の低迷等の影響で、全国的に低調であった。また、新年会等の宴会も多い時期ではあるが、件数、予算、人数などが減少傾向にあり売上が伸びていない。

旅行業

1年を通じて売上高の激しい業界であるが、特に1月は年間でも減少の激しい月である。前年同月の売上高は微増であるが、厳しさは深刻である。全日空、日本航空の契約見直し等の問題もあり、今年は業態が大きく変わる変換期を迎えるのではないかと思われる。

自動車分解整備・車体整備業

年明けは毎年動きが鈍いが、今年も同様で2月中旬位からの動向に期待したい。

電気工事業

3月迄は工事量も確保しているが、4月からの工事が無い会社があり、先行き不安感は変わらない。

内装工事業

1月のラベル売上数は、カーテンラベル対前年同月比 145.3%で増加、壁装ラベル対前年同月比 22.6%で大幅に減少、じゅうたん等ラベル対前年同月比 59.5%で減少となった。とにかく公共事業も少なく、新築物件も少ない。非常事態である。年度末も期待できない状況である。

建設業（鹿児島市）

建設骨材の大幅値上げと支払条件変更の申し出があり、今後大変厳しい状況にある。

建設業（曾於市）

工事受注高の減少により、経営状況は改善されず、今後も更に悪化の状況が続くことが予想される。

貨物自動車運送業

新年を迎え、青果物・一般荷物は順調に推移したが、昨年同様くだりの荷物を確保するのが一苦労であった。また、軽油の価格も上昇しつつあり採算の合わない荷物も増えてきた。

運輸業（個人タクシー）

昨年1年間は不況であったが、今年も非常に厳しい営業を強いられそうな出足であった。今年後半から持ち直すと言う方もおられるが、我々タクシー業界にはそのような傾向は全く見られない。

中央会関連主要行事予定

平成22年3月	
4日(木) 17:30	中央会理事会 鹿児島市「サンロイヤルホテル」
10日(水) 14:00	経営革新マッチング交流会 奄美市「奄美信用組合会館」
11日(木) 9:00	大島地区特別相談 奄美市「県大島支庁」
12日(金) 14:00	創業マッチング交流会 鹿児島市「ソーホーかごしま」

★★★経営革新マッチング交流会★★★ 奄美の特性を活かした経営革新と 経営革新計画の承認について

平成22年3月10日(水)
奄美市「奄美信用組合会館 4階」
研修会：14:00～15:30
講師：水津陽子 氏
(合同会社フォーティR&C 代表社員)
個別相談会：15:30～
参加無料！



★★★創業マッチング交流会★★★ 出会いを創業に活かすために・・・

平成22年3月12日(金)
鹿児島市「ソーホーかごしま 6F 会議室」
パネルディスカッション：14:00～
「創業経験者の生の声を聴こう」
個別相談会：15:30～
「疑問・質問をぶつけてみよう！」
参加無料！



中小企業かごしま (平成21年度 活性化情報第4号)

平成22年2月10日発行
発行人 鹿児島県中小企業団体中央会 会長 岩田泰一
〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階
TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904
印刷所 瀏上印刷株式会社

取引先の突然の倒産。
そんなときあなたを守る安心の共済です。

経営セーフティ共済の ご紹介

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止
共済制度の愛称です。

「経営セーフティ共済」は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者が倒産する事態（連鎖倒産）又は、倒産に至らないまでも著しい経営難に陥る事態の発生を防止するため、毎月一定金額を掛け、万一取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合には、掛金総額の10倍の範囲内で、回収不能額を上限に、共済金の貸付けを受けることができる共済制度です。

- ◆最高3,200万円の共済金貸付が受けられます。
- ◆共済金貸付は無担保・無保証人・無利子です。
- ◆税法上の特典も有ります。
- ◆一時貸付金制度もご利用できます。

お申し込みは
鹿児島県中小企業団体中央会 連携支援課まで
TEL 099-222-9258

